

## 平成26年度近畿管内における電波監視結果の概要

## 1 無線局に対する混信・妨害申告と電磁障害等に関する照会・相談件数

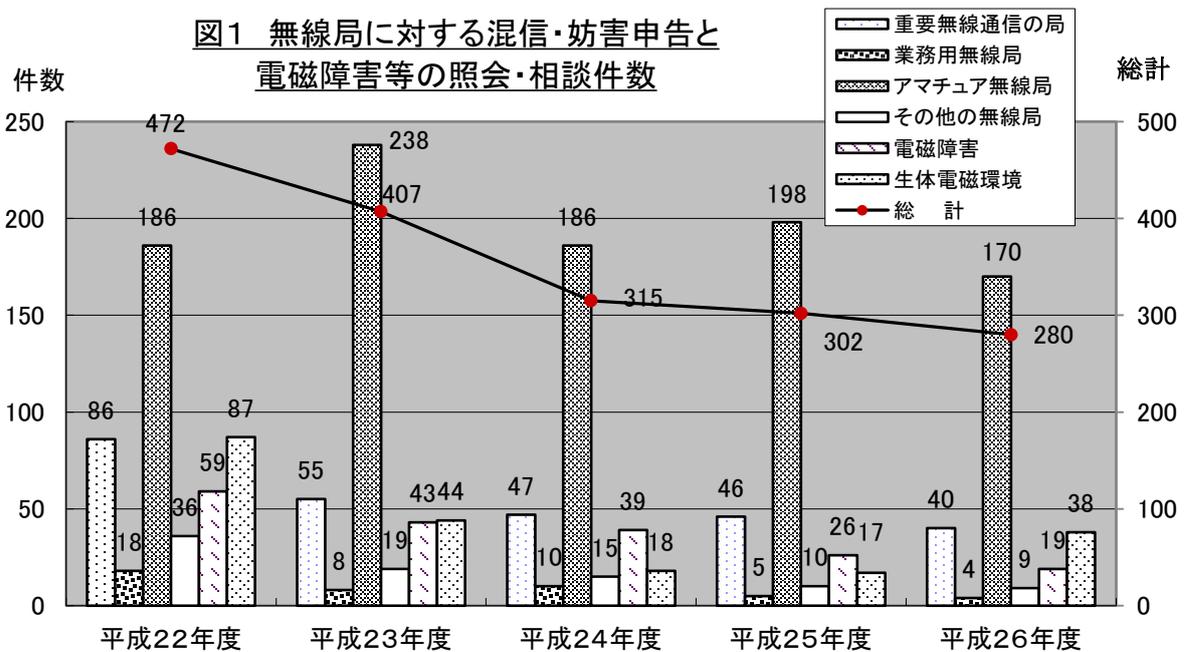
平成26年度の混信・妨害申告及び照会・相談件数の総数は、前年度並みの280件でした。

5年間でみると減少傾向にありますが、航空、海上、消防、救急、列車無線等の重要無線通信に対する混信・妨害申告やアマチュア無線局に関する申告は、依然として後を絶たない状況にあります。

表1 無線局に対する混信・妨害申告と電磁障害等に関する照会・相談件数 単位：件

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
重要無線通信の局	86	55	47	46	40
業務用無線局	18	8	10	5	4
アマチュア無線局	186	238	186	198	170
その他の無線局	36	19	15	10	9
電磁障害	59	43	39	26	19
生体電磁環境	87	44	18	17	38
総 計	472	407	315	302	280

- ①「その他無線局」の中には、市民ラジオ、特定小電力無線局、外国製無線機等が含まれています。
- ②「電磁障害」は、家電、電子機器等から発射される不要電波による障害です。
- ③「生体電磁環境」とは、電波が健康に影響するのではないかといった不安から寄せられる電波の安全性に関する照会、相談です。



## 2 重要無線通信妨害の申告件数

平成26年度においては、消防業務に係る申告は大幅に減少しましたが、前年度はなかった電気通信業務及び放送事業に係るものがあり、航空通信及び海上通信に係るものもほぼ横ばいとなっています。これらは、消防車や救急車の活動、航空機や船舶の安全な航行に支障を及ぼし、結果として、人命や国民生活の安全を脅かすものとなります。

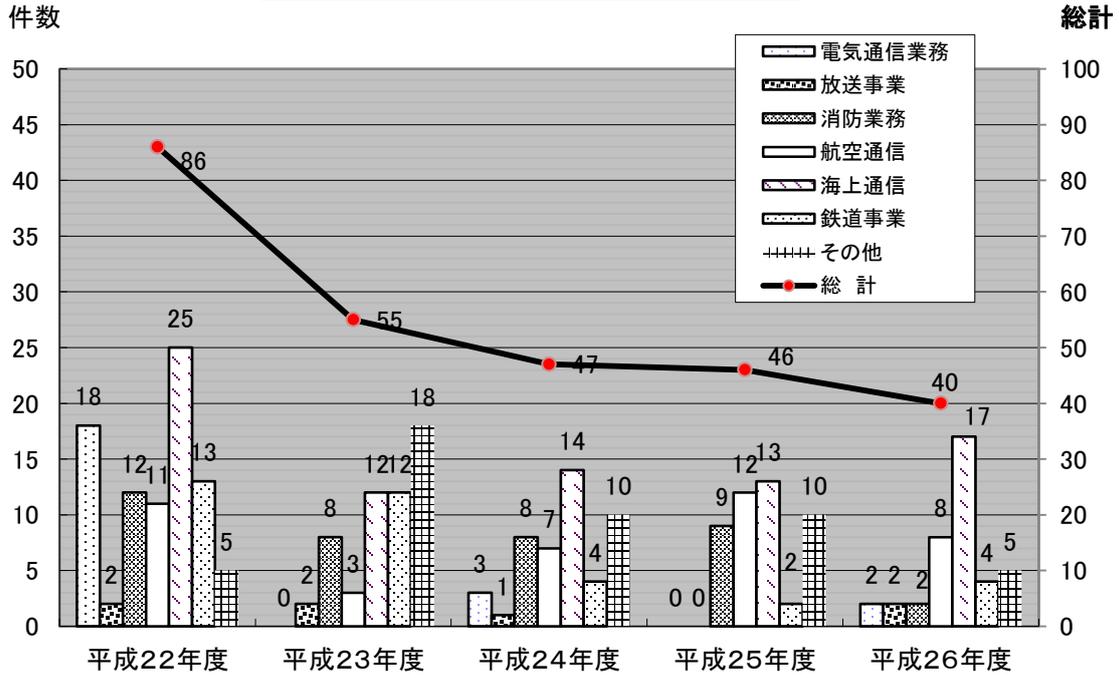
これらの事案に対し、近畿総合通信局では、直ちに電波監視システム（DEURAS：遠隔方位測定設備）を活用して混信・妨害源の位置を把握し、さらに現地での移動監視を行って発射源を特定・排除するほか、日常的にこれらの周波数帯を監視し、妨害波の早期発見や混信の未然防止に取り組んでいます。

**表2 平成26年度重要無線通信妨害の申告件数**

単位：件

無線局の用途	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
電気通信業務	18	0	3	0	2
放送事業	2	2	1	0	2
消防業務	12	8	8	9	2
航空通信	11	3	7	12	8
海上通信	25	12	14	13	17
鉄道事業	13	12	4	2	4
その他	5	18	10	10	5
総計	86	55	47	46	40

図2 重要無線通信妨害の申告件数



### 3 不法無線局に対する措置

#### (1) 不法無線局に対する指導件数

電波監視により発見した不法無線局の疑いのある局に対しては、事実関係の報告を求めるとともに、設備の撤去等を指導しています。

5年間でみると減少傾向にあります。特に、不法パーソナル無線に係る指導件数の減少は、平成24年7月25日以降、パーソナル無線で使用されている周波数帯が、携帯電話でも使用されることとなったことから、不法パーソナル無線の排除について、重点的に周知・広報や取締りを行った効果が表れたものと考えられます。

表3-1 不法無線局に対する指導件数

単位：件

種別	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
不法市民ラジオ	19	11	15	13	0
不法アマチュア無線	111	45	102	85	57
不法パーソナル無線	0	15	70	8	2
不法船舶無線	411	326	196	28	39
その他	53	109	56	10	3
総計	594	506	439	144	101

#### (2) 不法無線局に対する告発件数

捜査機関との共同取締りにより摘発した者や重要無線通信に妨害を与えたり、再三の指導に従わない等の悪質な違反者には、捜査機関に告発を行っています。

表3-2 不法無線局に対する告発件数

単位：件

種別	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
不法市民ラジオ	9	3	5	3	1
不法アマチュア無線	25	37	41	19	20
不法パーソナル無線	7	8	3	5	0
不法船舶無線	10	16	10	2	0
その他	0	2	2	0	0
総計	51	66	61	29	21

#### (3) 無線機器の鑑定件数

捜査関係機関が押収した無線機器については、刑事訴訟法に基づく嘱託を受け、鑑定を行っています。

表 3 - 3 無線機器の鑑定件数

単位：件

種 別	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
不法市民ラジオ	19	20	20	4	7
アマチュア無線機	65	62	55	37	26
パーソナル無線機	17	17	9	5	0
その他	29	19	7	5	15
総 計	130	118	91	51	48

## 4 周知・啓発等

## (1) 指定無線設備等の販売店への指導等

不法無線局の未然防止と免許情報告知制度<sup>※1</sup>の周知、指定無線設備<sup>※2</sup>や技術基準不適合設備の販売状況を把握するため、毎年、無線機器等の販売店を調査・指導しています。

近年、指導を要した店舗はなく、これらの制度は適正に浸透しているものと考えられます。

表 4 - 1 指定無線設備等の販売店調査・指導件数

単位：店

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
調査店舗数	14	25	14	7	4
指導店舗数	3	1	0	0	0

※1 指定無線設備(※2)を販売する業者に対し、当該指定無線設備の購入者へ無線局免許が必要である旨を告知する義務を課す制度(電波法第102条の14)。

※2 指定無線設備：総務大臣が指定した不法無線局に使用されるおそれがある無線設備。

## (2) 流通分野に対する電波利用ルールの周知・啓発

電気店等の一般の店舗に対し、微弱電波の範囲を逸脱している無線機器や技術基準不適合機器を販売しないよう周知・啓発活動を行っています。

これらの機器を利用するとその利用者(一般消費者)が、不法開設罪・運用罪(電波法第110条)に問われることがあります。店舗の中には、こういう制度を知らないまま、微弱電波の範囲を超えるFMトランスミッター<sup>※</sup>やワイヤレスチャイム等を販売している店舗もあり、引き続き、周知・啓発活動を行う必要があると認められます。平成26年度に指導店舗数が減少しているのは、次に述べる「無線設備試買テスト」の効果が現れたものと想定されます。

表 4 - 2 - 1 不適合機器等販売状況調査件数

単位：店

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
調査店舗数	44	64	58	54	49
指導店舗数	21	12	26	32	7

※FMトランスミッター：FM電波により携帯音楽プレーヤー内の音楽ファイルを自室のコンポーネントや車載FMチューナで聴くための送信機器。

また、総務省では、平成25年度から「無線設備試買テスト」として微弱電波の範囲を超えるおそれがある無線設備(市場流通品)を試買して電気的特性

を測定し、微弱電波の基準を超えているものについては、消費者保護の観点から、その結果を総務省ホームページ上に公表しています。近畿総合通信局では近畿管内に本社等のあるこれらの機器の製造事業者等に対して、製造・販売中止、回収等の要請を行いました。

表 4 - 2 - 2 不適合機器等の販売・製造業者への要請等

年度	平成25年度	平成26年度
要請社数	10	19
機種数	16	22

(3) 電波利用環境保護に関する周知・広報

電波利用環境を保護する重要性や電波利用の基本ルールをはじめ、電波をより身近なものとして理解していただくため、平成26年度においても様々な周知・広報活動を行っています。

表 4 - 3 電波利用環境保護等に関する周知・啓発

形態	対象等	回数、枚数
放送メディアによるCM	管内ラジオ放送局	240回
電車による中吊り広告	管内主要鉄道事業者	4,600枚
主要駅のポスター掲示	JR西日本・阪急電鉄・京都地下鉄	ポスター 133枚
関係団体に対する協力依頼	自治体、トラック協会等(団体)	ポスター 1,776枚 リーフレット 12,820枚
工事現場		ポスター 2,450枚 リーフレット 3,950枚